

2018 年
新年特大号**目次:**

I. インドネシア: BKPM によるライセンス及び投資ファシリティに関する新規則制定	2
II. マレーシアの不動産制度・不動産取得の留意点	4
III. コンドミニアム規則の制定ーミャンマー	5
IV. 期待されるフィリピンでの外資規制の緩和の動き	7
V. シンガポールにおける M&A 取引に影響を及ぼす 2017 年法改正	9
VI. ベトナム国営企業への投資に関する最新動向	10
VII. 中国: 広く注目される「ネット安全法」の施行と実務上の留意点	15
VIII. 香港証券取引所 - 議決権種類株式の上場解禁に向けた動き	17
IX. 台湾公平取引法による企業結合事前届出制度について	19
X. UAE における外資規制の一部撤廃の動き	21
XI. 2017 年度のインドの主な法改正(会社法ほか)及び破産倒産法の実務動向	23
XII. スリランカ最新法令動向 ~ 親子ローン規制の緩和及びキャピタルゲイン課税の再導入 ~	25

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

I. インドネシア: BKPM によるライセンス及び投資ファシリティに関する新規則制定

執筆者: 吉本 祐介、杉本 清、Luky Walalangi

インドネシア投資調整庁(以下「BKPM」といいます。)は、2017 年 12 月 4 日、ライセンス及び投資ファシリティに関するガイドライン及び手続についての 2017 年規則 13 号(以下「新規則」といいます。)を制定しました。新規則は 2018 年 1 月 2 日に施行されており、地方レベルでも遅くとも同年 7 月 2 日には施行される見通しです。新規則が施行された後は、同様の事項を定めた既存の BKPM 規則(2015 年規則 8 号、13 号、14 号、15 号及び 16 号及びそれらを修正する規則。以下総称して「旧規則」といいます。)は廃止されます。新規則は、インドネシアにおける外国投資家による投資手続に関する重要な条項を修正するものですので、その主な点を以下に紹介いたします。

1. 会社設立手続きの簡素化

旧規則と同様に、新規則は投資に必要なライセンスを 2 段階に分けておりますが、第 1 段階となる「原則許可(Izin Prinsip)」の名称が「投資登録(Pendaftaran Penanaman Modal)」に変更となっております。他方、第 2 段階の許可の名称は「事業許可(Izin Usaha)」のままですので、新規則のもとでは、投資登録及び事業許可の 2 段階のライセンスを得ることになります。

もともと、旧規則における原則許可とは異なり、投資登録は、投資が以下の基準に該当する場合にのみ必要とされており、第 2 段階の事業許可の取得だけで足りる場合も多いと考えられます。

- ・ 建設のための時間が必要な事業を行う場合
- ・ 投資インセンティブを利用する場合
- ・ 環境問題を引き起こす可能性がある場合
- ・ 国防又は天然資源インフラに関する場合
- ・ 適用ある法令により別途定められている場合

すなわち、外国企業がインドネシアに子会社を設立する場合、旧規則では、法人を設立する前に BKPM にライセンスを申請していましたが、新規則では(上記の基準に該当しない限り、)法人を設立し、操業の準備を行った後はじめて BKPM にライセンスを申請することになります。BKPM へのライセンス申請が一度で済む場合、会社設立に必要な時間が短縮されることが見込まれます。

なお、BKPM が、その裁量により、上記の要件を満たす投資家に対しても事業許可の発行を認めない可能性も考えられ、この場合に既に設立された法人がどのように扱われるか等の帰結につき、新規則では何ら言及されていない点には留意が必要です。また、上記に従って投資許可が与えられた場合には、当該投資家は 1 年以内に操業を開始する必要がある点にも留意が必要です。

2. 最低投資額

旧規則同様、新規則は最低投資額として 100 億ルピア(土地及び建物への投資を除く。)以上の投資を行うことを要求しています。この点に関して、BKPM は、近時の旧規則適用下の実務において、事業許可の発行前に最低投資額を超える投資を実際に行うことを厳格に求めており、設備投資を必要としないサービス業における法人設立の障害となっていました。

一方、新規則は、特に問題の大きかった不動産に関する事業について、最低投資額の例外を設けています。すなわち、建物 1 棟を全体的に又は集合住宅を一体的に取り扱う不動産開発業や不動産管理業については、最低投資額の計算にあたって土地及び建物への投資も考慮に入れることができるとされております。これにより、不動産開発業などを行う法人の設立が容易になることが見込まれます。

3. 株式売却義務

一定の外国投資会社(PMA)につき、その事業許可において、投資後一定の期間を経た後、株式をインドネシア人又はインドネシア法人(以下「現地当事者」といいます。)に売却する義務がある旨が規定されている事例があります。この点、近時設立された法人ではこのような株式売却義務は要求されておらず、また旧規則でも一旦現地当事者に売却した株式を外国投資家が買い戻すことが認められていたことから、株式売却義務は形骸化していました。

そのため、新規則は、以下の要件を満たす場合、当該義務から免除される旨を定めています。

- ・ 現地当事者との合弁会社については、現地当事者である株主が、当該義務の履行を求めない旨を株主総会において述べる
- ・ 100%外国投資会社については、全株主が、その保有する株式を現地当事者に対して売却する義務がない旨を株主総会において宣言すること

上記の要件を満たす場合、BKPM の承認を得た上で、かかる義務から免除されることとなります。

4. その他

新規則では、旧規則よりも規制が強化されているところもあります。

産業部門に属する企業について、旧規則では 30%以上の設備拡張が行われる場合に BKPM からの拡張許可(Izin Perluasan)の取得が求められていましたが、新規則では、いかなる設備拡張であっても拡張許可の取得が求められるようになりました。

また、事業許可を申請する会社が 2 つ以上の事業を行う場合について、旧規則では事業毎にそれぞれ個別に事業許可を申請するものとされていたところ、新規則ではすべての事業について同時に事業許可を申請する必要があることとなりました。かかるタイミングで事業許可の申請が行われなかった事業については、当該事業の実施が中止されたものとみなされることになるので、段階的に操業を開始することができなくなります。

さらに、輸入を行うためのライセンス(輸入業者識別番号又は API)について、卸売業の API(API-U)に関して、従前は輸入品に関する HS コードベースで輸入可能品目が管理されていたところ、新規則では、法人の事業許可に記載された事業内容ベースで輸入可能品目が管理される旨が定められております。輸入可能品目と事業内容の関連性がより厳密に審査されるようになる可能性が考えられますが、今後の運用を注視する必要があります。なお、製造業の API(API-P)については新規則により大きな修正は加えられておりません。

なお、旧規則に基づき取得されたライセンスは引き続き有効であり、また、旧規則に基づきなされたライセンス申請は、新規則の施行後は新規則に基づき処理されることとされています。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.yoshimoto@jurists.co.jp

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。



すぎもと きよし
杉本 清

西村あさひ法律事務所 弁護士
ki.sugimoto@jurists.co.jp

2006 年より総合商社でインドネシア市場を担当し、同国にて 1 年半の語学・実務研修を経験。退職後、2014 年弁護士登録、西村あさひ法律事務所入所。



Luky Walalangi

Walalangi & Partners 弁護士

インドネシアの Walalangi & Partners 法律事務所のマネージング・パートナー。インドネシアの大手法律事務所を通算 17 年間、バンキング、ファイナンスおよび M&A 担当パートナーとして 10 年間の勤務経験を有する。インドネシアにおける M&A、一般企業法務、プロジェクトファイナンス、不動産その他の分野において多彩な経験を有する。

II. マレーシアの不動産制度・不動産取得の留意点

執筆者: 眞榮城 大介

マレーシアでの事業運営や新規進出に関して、不動産関係のご相談を受けることも多くなっております。今回はマレーシア不動産制度の概要及び不動産取得の際の留意点について紹介します。

1. マレーシアの不動産制度の概要

(1) 不動産に関する法制度

半島マレーシアに所在する不動産については、The National Land Code 1965により規律され、サバ州、サラワク州に所在する不動産については、それぞれ Land Ordinance (Sabah Cap. 68)、Sarawak Land Code (Cap. 81)が適用されます。また、マレーシアでは、不動産は基本的に州や行政区画ごとに管理されており、それぞれの管轄地の規制を確認する必要がある点に留意が必要です。

以下では、基本的に半島マレーシアに所在する不動産について述べます。

(2) 不動産に関する権利

マレーシアで売買される不動産の利用権原は、その期間に応じて、期間制限なしに不動産を支配、利用できる権利であるフリーホールドと、99年、60年、30年など利用期間が限定されている権利であるリースホールドに分かれています。

マレーシアの不動産は、区分所有権を除き、建物は土地とは別個に権利を登録することはできず、土地建物が一体として扱われています。

なお、賃貸借契約は、その賃貸借期間に応じて3年超のリース契約と3年以下のテナンシー契約に分けられており、3年超のリース契約については登記することが可能になっています。

(3) 登記制度

マレーシアでは、登記制度が採用されており、登記を確認することによって、不動産の所有者、不動産の利用用途、担保権設定の有無等の情報を確認することができます。また、いわゆるトレンスシステムが採られているため、不動産に関する権利は登記により確定されることとなり、登記に公信性が認められています。

ただ日本と異なり、不動産登記の完了までには、相当程度の時間を要します。

(4) 不動産売買の手続

一定規模以上の不動産の売買を行う場合、大要、基本合意書の締結、不動産デューデリジェンスの実施、売買契約の交渉・締結、不動産の引渡し、不動産登記の実施という流れで行われることが一般的です。また、後記のとおり、取得する不動産によっては、当局からの承認も必要になります。

マレーシアの不動産売買の実務上の手続においては、弁護士は、売買契約書の作成はもちろんのこと、売買当事者本人に代わって、手付金(デポジット)を受領・保管する、手続を実行する上で必要な書類の授受を行う、当局に対して登記手続等の申請を行うなど重要な役割を果たします。

2. 不動産取得の際の留意点

マレーシアで不動産を取得する際に留意すべき主なポイントを紹介します。不動産取得のために必要となる手続や条件は個別の不動産ごとに変りますので、慎重に不動産デューデリジェンスを行うことをお奨めいたします。また、当局からの承認取得や不動産登記には相当の時間を要することから、スケジュール策定にも配慮する必要があります。

(1) 利用用途

不動産には、その利用用途が農業用、工業用、居住用などと定められています。例えば、オフィスビルや工場の建設を予定しているものの、不動産の利用用途が農業用と定められている場合など、取得する不動産の用途によっては、利用用途の変更手続が必要になります。

(2) 州当局からの承認

マレーシアの不動産は、州当局によって管理されており、外国会社 (foreign company) が不動産を取得するためには、州当局からの承認が必要になります。ここでの外国会社とは、外国法に基づき設立された法人、又は議決権の 50% 以上を非マレーシア市民が保有している会社をいいます。従前は、工業用地 (Industrial Land) については、この州当局からの承認は不要とされていましたが、2017 年に The National Land Code 1965 が改正されており、現在は工業用地 (Industrial Land) であっても州当局からの承認が必要となります (但し、実際上の取扱いについては各州当局の規制も併せて確認する必要があります。)

(3) ブミプトラ規制

マレーシアでは、先住民であるブミプトラ保護の観点から一定の規制が課されることがありますが、不動産の取得に関しても、RM2,000 万以上の価値を有する不動産の取得であって、かつブミプトラ又は公的機関の有する不動産の所有権が希薄化する取引については、(1) 当該不動産を取得する法人は 30% 以上のブミプトラ資本を有していること、(2) RM25 万以上の払込資本を有していること、(3) Economic Planning Unit (EPU) という政府当局からの承認を取得することが求められるという規制があります。

(4) その他の規制等

土地に建物の建築を行う場合には、建築許可を取得する必要があります。建築許可基準 (建ぺい率、建築可能な高さ等を含む) は、州や行政区画ごとの規制に従うことになります。また、申請にあたっては建築計画を作成の上個別に当局に審査されることになりますが、実務上、許可取得までかなりの期間を要します。建築許可の取得は、開発を行う設計・建設会社やコンサル等の専門家を起用して取得するのが一般的です。建築許可が取得できるかは最終的には当局の裁量によるものの、建物の建築を予定している場合、建築規制上の障害がないかについても不動産取得前に可能な限り調査を行うことが推奨されます。

また、マレーシアにおいても、土壌汚染や水質汚濁、産業廃棄物の処理などに関して、環境保全のための規制が存在するため、取得予定の不動産にこれらの環境上の問題がないかも事前に環境デューデリジェンスを実施して調査を行うことが重要です。



まえしろ だいすけ
眞榮城 大介

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士
d_maeshiro@jurists.co.jp

2007 年弁護士登録。アメリカの法律事務所での研修を経て現在はシンガポールオフィス勤務。東南アジアにおける M&A 案件、一般企業法務案件に広く携わる。

Ⅲ. コンドミニアム規則の制定ーミャンマー

執筆者: 湯川 雄介、鈴木 健文

ミャンマーでは、2016 年 1 月にコンドミニアム法 (以下「本法」といいます。) が制定されました。本法は、本法が定める一定の要件を充たす共有建物 (以下「コンドミニアム」といいます。) の開発、登録等及びコンドミニアム内の個別区画 (以下「ユニット」といいます。) の売買等につき定めており¹、コンドミニアム全体の 40% まで、外国人のユニット所有も認めましたが、本法成立から約 2 カ

¹ 本法の制定とは関係なく、実務上ミャンマーにおいて一般向け居住用マンションの売買は行われていますが、本法のように関係する権利関係を明記した制定法は存在していませんでした。

年、本法の運用に必要な下位法令等は制定されていませんでした。2017年12月に、本法の下位法令たる condominium 規則(以下「本規則」といいます。)が成立し、公布されましたので、以下では、本規則のポイントを概説します。

1. condominium 開発事業者ライセンス

condominium は、一定のライセンスを得た開発業者(以下「ディベロッパー」といいます。)によってのみ建設することが認められます。開発業者が condominium 開発のライセンス(以下「事業者ライセンス」といいます。)を得ることを希望する場合、所轄の condominium 管理委員会(以下「管理委員会」といいます。)に事業者ライセンスの申請を行う必要があります²。

本法では、開発に要する最低資本金を要する旨などが本ライセンス申請の要件とされていましたが、本規則では、支払能力のあることも要件とされています。

本ライセンスの申請に当たっては、会社の定款等を併せて提出する必要があります。また、本規則により、本ライセンスの有効期間は5年とされました(延長可能)。

2. condominium 開発許可

事業者ライセンスを得たディベロッパーが個別の condominium 開発を希望する場合、所轄の管理委員会から開発許可(以下「開発許可」といいます。)を更に得る必要がありますが、事業者ライセンス及び開発許可の取得申請は同時に実施可能とされています。本規則によれば、事業者ライセンス取得申請に当たっては、土地の地図や開発のデザイン、土地のオーナーシップ³の証拠、建設期間、各ユニットの持分割合などの書類や情報等を提出又は通知する必要があります。

本規則によれば、商業ユニットは、同じ condominium 内に居住ユニットと併せて建設することもできますが、商業ユニットは居住ユニットと同じ階層に建設することはできず、また独立した出入口も設ける必要があります。

また、ディベロッパーは condominium 開発のための銀行口座を開設する必要があり、かかる銀行口座の預金は condominium 開発のためのみに使用できます。

3. 集合共有地及び開発契約等の登録等

condominium の建設予定の土地は、本法に基づき集合共有地として登録する必要があります。本規則によれば、condominium 建設予定地を集合共有地として登録するためには、地権者又はディベロッパーは、当該建設予定地を集合共有地とすることについての宣誓供述書又は確認書を作成する必要があります。

また、地権者とディベロッパーは、両者の共同開発の場合には開発契約を、ディベロッパーの単独開発の場合には当該土地の権利の地権者からディベロッパーに対する譲渡に係る売買契約を締結する必要があり、これらの契約は証書登録事務所(Office of Registration of Deeds)に登録されなければなりません。

4. ユニットの販売

本規則によれば、ディベロッパーは、condominium の基礎が30%完了した後、登録官に通知することによってユニットを予約販売することができます。また、一所有者は condominium 全体の25%のユニットまでしか所有することが認められず、ディベロッパーも、75%以上を必ずエンドユーザーに売却しなければなりません。

また、外国人は condominium の40%までを所有することが認められていますが、ユニットを外国人に販売する前に、ディベロッパー、ジョイントディベロッパー及びユニットオーナーは、condominium 等にかかる書面や証書等の登録を担当する登録官に対して事前照会をしなければなりません。

² ディベロッパーは、本法・規則に従って、共同ディベロッパー(Co-Developer)を選任することができますが、かかる共同ディベロッパーの定義では、共同ディベロッパーに外国人及び外国企業が含まれることが明示的に示されています。一方、ディベロッパーの定義には、同様の表現はありません。加えて、事業者ライセンスを申請する際、共同ディベロッパーが外国人又は外国企業であるかどうかは記載事項とされますが、ディベロッパーが外国人又は外国企業であるかどうかは記載事項とされていません。かかる点からすると、外国人又は外国企業がディベロッパーとなることのできるのか、本規則からは明らかではありません。

³ ミャンマーでは、憲法上土地の究極的所有者は国家とされているため、国家より私人に認められている一定の土地使用権を意味するものと考えられますが、一般的にはかかる土地使用権の保有をもって土地をいわば「所有」しているものと認識されています。

5. コンドミニアム及びユニットの登録

本規則によれば、コンドミニアムは、建設完了証明書を受領した日から 30 日以内に、各ユニットの持分割合に基づき、ディベロッパーにより登録されなければなりません。また、ユニットが販売されてから 30 日以内に、譲渡契約書も登録される必要があります。

なお、本法施行時点で建設開始済みの建物や建設済み建物についても、本法の要件を満たす場合には、コンドミニアムとして登録することができます。

6. 結語

本規則は成立しましたが、実際の運用開始に必要なと思われる告示やフォームなどはまだ公布されていません。2017 年 12 月末時点における当局関係者への非公式な照会によれば、本法の運用における必須機関である管理委員会も当該時点で未設置であり、その設置には少なくとも 2、3 ヶ月を要するとのことでした。したがって、本法の実際の運用開始には、実務上もう少し時間を要することが予想されますが、本法及び本規則の動向について、引き続き注視する必要があると思われる。



ゆかわ ゆうすけ
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表
y.yukawa@jurists.co.jp

1998 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007 年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013 年 1 月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、法整備支援関連プロジェクトへの関与、ヤンゴン大学での講義の実施等の諸活動に基づき、ミャンマーにおいて広いネットワークを有する。



すずき たけふみ
鈴木 健文

西村あさひ法律事務所 弁護士
ta.suzuki@jurists.co.jp

2006 年東北大学法学部卒業、2008 年首都大学東京法科大学院修了、2015 年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2016 年カリフォルニア州弁護士登録。2015 年より 1 年間ヤンゴンに常駐し、現地の法律事務所で勤務。また、2016 年には、法務省よりミャンマーの法制度、リーガルニーズ等を調査する業務を受託。現在は、東京・ヤンゴンの双方で、ミャンマー法務全般に深く携わっている。

IV. 期待されるフィリピンでの外資規制の緩和の動き

執筆者: 佐藤 正孝、Michelle Marie F. Villarica

フィリピンでは、2017 年後半に、複数の政府高官が、当該年度中にネガティブリストの改正(第 11 次ネガティブリスト)を発表し外資規制を緩和するという方針を示していましたが、結局、第 11 次ネガティブリストの公表はなされませんでした。もっとも、現大統領は引き続き外資規制の緩和に前向きであると言われており、早期の外資規制の緩和の実現が期待されるどころです。ただ、ネガティブリストが改正されることによって直ちに外資規制緩和の効果が生じるわけではなく、外資規制が緩和されるためには、関連する法律で規制されている外資規制も併せて改正される必要があります。

以下では、現在、フィリピンの議会で審議中の外資規制の緩和を内容とする主要な改正法案の概要について紹介します。

1. 公益関連事業

公益関連事業に関する外資規制を定める Public Service Act 及び Public Utility Act の改正法案が 2017 年 3 月に提出され、下院を通過し、現在は上院で審議されています。

外国人は、現行法上、造船、船舶交通、ガス・石油(但し、採掘事業等は除く)、水事業(但し、水の供給事業は除く)、運送・倉庫

業、通信事業等の公益関連事業を行うフィリピン企業の株式を 40%までしか保有することはできませんが、改正法案が成立した場合、外国人は、これらの公益関連事業を営むフィリピン企業の株式を 100%保有することが可能となります。

この規制緩和が実現すれば、公益関連事業の多くの分野で外資規制の緩和が進むことになると期待されています。

2. 小売業

小売業に関する外資規制を定める Retail Trade Liberalization Act の改正法案が 2016 年 12 月に下院に提出されましたが、その後、通商工業委員会(Committee on Trade and Industry)の検討の段階で審議が止まっている状況です。

外国人は、現行法上、小売業を行うフィリピン企業の株式を 100%保有することができますが、①フィリピン子会社の最低資本金として 250 万米ドル(高級品・嗜好品のみを扱う小売業の場合は、25 万米ドル)の払込み、②親会社の純資産額が 2 億米ドル(高級品・嗜好品のみを扱う小売業の場合は、5,000 万米ドル)、③全世界で 5 店舗以上の出店又はフランチャイジーが存在し、そのうち最低 1 社の払込資本金が 2,500 万米ドルであること、④親会社が小売業で 5 年以上の実績があること、⑤親会社の所在国において、フィリピン人による小売業が制限されていないこと、が要求されています。

同改正法案が成立した場合、上記①から④の要件が外れるため、外資企業による小売業への参入が極めて容易になることとなります。

3. 不動産リース

外国人は、フィリピンにおいて不動産を保有するフィリピン企業の株式を 40%までしか保有することはできません。この制限はフィリピン憲法上の規制であり、現大統領も、この土地保有に関する外資規制は緩和しない(この点の憲法改正はしない)と明言しています。他方、外国人が 100%株式を保有するフィリピン企業が、不動産のリースを受けることは禁止されていないものの、現行法上、リース期間は最大で 50 年、当該リースの延長の期間は 25 年で更新の回数も 1 回まで、という制限が付されています。

この土地のリース期間の制限を緩和する法案が、2017 年 4 月に下院に提出されましたが、通商工業委員会の検討の段階で審議が止まっている状況です。同改正法案が成立した場合、外国企業が 40%超の株式を保有するフィリピン企業は、原則として、80 年(オフィスビル及びコンドミニアムの開発等の場合には、99 年)のリースを受けることが可能となります。もっとも、リースの延長回数の撤廃については触れられていないため、現在審議されている改正法案が成立したとしても、更新回数の制限は残ることになると考えられます。



さとう まさたか
佐藤 正孝

2011 年 9 月から 2013 年 4 月までハノイ事務所勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A およびコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士
m_sato@jurists.co.jp



ミシェル マリエ F ヴィラリカ
Michelle Marie F. Villarica

アテネオ・デ・マニラ大学ロースクール(J.D.)を2011年卒業。2012年にフィリピン弁護士資格取得。2016年英国スコットランドのエディンバラ大学ロースクールでLL.M.を取得。2017年にシンガポール外国弁護士登録。西村あさひ法律事務所に参画前は、フィリピンマニラ所在の法律事務所に勤務し、M&A、プロジェクト開発案件に関与。現在、M&A、合併会社および一般企業法務等にも従事している。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリンアトニー
michelle.villarica@jurists.jp

V. シンガポールにおける M&A 取引に影響を及ぼす 2017 年法改正

執筆者: 吉本 智郎

1. 始めに

日本企業による海外企業の買収が活発です。潤沢な内部留保を資金源とした M&A により海外に成長を求める日本企業の構図は 2018 年も引き続きそのトレンドを維持し、東南アジアのハブ国家であるシンガポールは一つの有望な投資先であり続けるものと推測されます。

2017 年には、シンガポールにおける M&A 取引に影響を及ぼす複数の法改正がありましたので、本稿では、それらの主なものを振り返りつつ紹介いたします。

2. 改正点

2.1 株式譲渡取引における印紙税支払時期の変更

シンガポールでは、株式譲渡契約は印紙税の対象となります。株式譲渡の登録手続における必要書類として、税務当局(Inland Revenue Authority of Singapore)から発行される印紙税納付の証明書が要求されるため、印紙税の負担者(実務上は買主負担となることが多いです)を予め合意し、支払いを滞りなく行うことが、株式譲渡を完成させるうえで不可欠です。

印紙税は、従前、株式譲渡契約を締結する際ではなく、クロージングにおいて株式譲渡証書(share transfer form)を締結するタイミングでその支払いを行うことが通常でした。ところが、印紙税法(Stamp Duty Act)の改正により、2017 年 3 月以降、株式譲渡証書ではなく、株式譲渡契約書自体が課税対象文書とみなされることになり、結果、株式譲渡契約締結時(正確には、締結より 2 週間以内)にその支払い時期が前倒しされることとなりました。

印紙税の額は、株式譲渡価格又は純資産額のいずれか高い方の 0.2%とされており、小さいものではありません。従って、今後は、株式譲渡締結後、万クロージングに至らなかった場合に、既に支払い済みの印紙税の額を売主又は買主のどちらが負担するか、売主側に帰責性があるクロージングできなかったような場合でも買主負担を維持するかなどについて、事前に、株式譲渡契約書において合意しておくべきであると考えられます。

また、通常、株式譲渡契約締結の直前期は最終の契約交渉などで多忙を極めますが、締結後速やかに印紙税の支払いを終えられるように、支払いの準備を進める必要があります。

2.2 支配者名簿及びノミニー取締役名簿

2017 年 6 月以降、一定の例外を除く会社は、自社に対して支配力を有する者(以下「支配者」といいます。)⁴に関する情報を名簿で備えることが求められるようになりました。

また、同様に、一定の例外を除く会社は、ノミニー取締役⁵の情報を記載した名簿を作成することが求められるようになりました。

結果、M&A により会社の支配権に異動が生じ、また取締役構成に変動が生じる場合には、支配者名簿及びノミニー取締役名簿の更新のための情報を秘書役会社に提供することが必要になります。当該情報提供は、必ずしもクロージングと同日に行う必要はないとも思われますが、実務的には、秘書役会社が速やかな提出を要求してくることもあり、その場合、クロージング前後における作業負担が増加することになります。

⁴ 支配者の定義は多義的ですが、基本的に、会社の 25%超の株式を取得すれば、同社の支配者に当たることになります。

⁵ 習慣的に他の者の命令、指示又は希望に基づいて行動し、又はそうすべき義務を負っている取締役をいうとされ、典型的には居住取締役の要件を満たすためだけに選任される取締役や、株主から派遣され、当該株主の指示に従って行動する取締役などがこれに当たります。

2.3 Inward re-domiciliation(外国法人の内国法人化)制度の導入

Inward re-domiciliation とは、シンガポール外で設立された会社について、その登録をシンガポールに移すことを認める新制度であり、2017 年 10 月から導入されました。同制度によれば、会社としての同一の法人格を維持したまま、外国会社をシンガポール法人に転換することが認められます。

Inward re-domiciliation を実施するためには、一定の規模要件を満たす必要があり、また、母国が同制度を許容する国である必要があります。現時点においては、シンガポールと同じ英米法系の国であるカナダ、オーストラリア及びニュージーランドなどが同制度を許容していますが、日本では許容されていないと理解されます。

Inward re-domiciliation 制度の導入により、ビジネス寄りの法制度や税制度、又はターゲット市場への近接性等の要素を考慮してシンガポールに登録替えする外国会社(日本企業の外国子会社も含む)が出てくることが予想され、同制度は、M&A やグループ内組織再編の文脈においても一つの選択肢となってくると考えられます。

2.4 ビザの厳格化

2017 年 1 月、雇用許可証(Employment Pass、以下「EP」といいます。)という就労ビザ発給のための最低月額給与の額が S\$3,300 から S\$3,600 に引き上げられました。EP は、日本人駐在員が取得する就労ビザのもっとも典型的なものです。近年、同金額の引上げに象徴されるように、シンガポール人の雇用を保護する国家政策ともあいまって、その発給条件は厳格化されており、予想外に EP の発給が受けられない、又は、その発給が大幅に遅れるなどの事態が生じ易くなっている点に留意が必要です。

M&A における PMI(クロージング後の統合プロセス)としての役員派遣に際しても、EP 発給のために求められる給与水準を確認のうえ、時間にゆとりをもって EP 申請を行うことが肝要です。



よしもと ともろう
吉本 智郎

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士

t.yoshimoto@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2014年4月よりシンガポール事務所に赴任。シンガポール、インドネシア、マレーシアを中心とした東南アジア諸国の M&A、JV、国際商事案件一般、労務、一般企業法務に多く携わる。

VI. ベトナム国営企業への投資に関する最新動向

執筆者: 廣澤 太郎

1. はじめに

ベトナムは好調な経済成長率を背景に諸外国からの投資は引き続き堅調であり、日本企業による投資も引き続き活発です。もっとも、ベトナムでは、依然として国営企業が経済占める割合は大きく、その独占状態や非効率な経営が更なる経済成長の障害となっているとの指摘も多いため、ベトナム政府は、国営企業改革を推進しています。その国営企業改革の大きな柱の一つが、純国営企業の株式化(=株式会社への組織変更及び政府保有株式の一部売却)の推進や、政府過半出資企業の政府保有株式の民間部門への売却であり、2017 年はこの点に関する重要な法令改正や政府決定が相次ぎました。本年も同様の傾向は継続すると想定されます。

日本企業は、その技術・経営に関するノウハウへのベトナム政府からの期待も大きく、純国営企業の株式化の過程における戦略的投資家として、あるいは、政府過半出資企業における政府保有株式の買手として投資を期待されており、高い成長が期待さ

れるベトナム企業へ関心を持つ日本企業も少なくありません。

もっとも、実際に投資を行う際には、純粹民間企業への投資とは異なった固有の概念や手続面を含む法規制、ベトナム政府を相手として交渉することによる留意点などの理解が必要となります。本稿では、これらの点の解説を行います。

なお、本稿の内容は、2017 年末日時点で有効な法令の内容に基づいています。

2. 「国営企業」に関する二つの概念

ベトナム国営企業への投資における文脈での一般論として、「国営企業」という単語は、次の①②の二つのいずれの意味においても用いられますが、本稿では、次の通り用語を使い分けることにします。

- | |
|---|
| ①政府出資比率が 100%の企業(「株式化」手続の完了前)＝「 純国営企業 」 |
| ②政府出資比率が過半以上を占める企業(「株式化」手続の完了後)＝「 政府過半出資企業 」 |

ベトナム企業法の定義では、①の類型のみが「国営企業」とされていますが、日本を含む諸外国の投資家による投資の前例に鑑みても、②の類型の企業への投資が検討されるケースも相当数にのぼると思われれます。

3. 近時の重要法令/政府決定

近時の、純国営企業/政府過半出資企業に関連する重要法令/政府決定のうち、主要なものをまとめると以下の通りです。

<近時の国営企業関連の重要法令改正/政府決定>

① 首相決定 58 号 (2016 年 12 月 28 日公布)	純国営企業の株式売却に関する計画を定める。当該計画は、リストアップされた 240 社の企業につき、2020 年までに政府の出資比率を何%まで引き下げるのか、具体的に示している。103 社については引き続き 100%を保有する計画である一方、4 社は 65%超 100%未満、27 社は 50%超 65%未満、106 社は 50%未満に引き下げる計画であるとされている。
② 首相決定 707 号 (2017 年 5 月 25 日公布)	2016 年～2020 年の純国営企業の改革計画の内容として、関連法令(企業法、国家資本管理法、破産法、労働法など)の見直しや、株価評価手法、評価会社の質向上のための規則制定などを定める。
③ 首相決定 1001 号 (2017 年 7 月 10 日公布)	国家資本投資経営総公社(SCIC)管理下の企業の再編計画を定める。当該計画によれば、リストアップされた 146 社の企業のうち 132 社については、2017 年～2020 年までの間に SCIC が保有株式を処分するとされている。
④ 首相決定 991 号(2017 年 7 月 10 日公布)	リストアップされた 127 社の企業につき、2017 年～2020 年までの株式化の具体的スケジュールを定める。
⑤ 首相決定 1232 号 (2017 年 8 月 17 日公布)	純国営企業及び政府過半出資企業についての政府保有株式処分の具体的な計画(添付されているリストには、合計 406 社それぞれの最低株式売却割合や売却完了時期などが記載されている)の実行促進を目的とした進捗管理(各所管官庁による四半期ごとの報告等)等について定める。
⑥ 政令 126 号 (2017 年 11 月 16 日公布、2018 年 1 月 1 日施行)	純国営企業の株式化につき、2011 年に公布された政令 59 の一部規定を改定するものである。株式化の具体的手続、株式化を行うことができる純国営企業の要件(債務超過でないこと等)、戦略的投資家の要件や選定手続、企業価値評価の手法などについて具体的に定める。

4. 純国営企業の「株式化」手続

前記2. の分類の基準となる「株式化」手続は、ベトナム国営企業に特有の概念であり、概要、「政府 100%出資の株式会社とは異なる会社形態から、企業価値算定などを経て、外部の投資家への株式売却、株式会社への組織変更が行われる一連の手続」を意味しています。「株式化」手続の開始から完了までには時間を要し、数年単位であることも多くあります。

株式化の手続の大まかな流れは、以下のとおりです。

<株式化の手続の概要>

- ① 株式化及び株式処分を承認する旨の首相決定
- ② 所管官庁による「株式化委員会(Steering Committee)」の設置
- ③ 企業価値算定機関による価値評価
- ④ 首相又は所管官庁の代表等による株式化計画の内容決定
- ⑤ 戦略的投資家の募集及び決定
- ⑥ 一般投資家向けの公開入札(「IPO」と呼称される)、戦略的投資家への株式売却
- ⑦ 第一回株主総会開催(定款の承認)、株式会社としての事業登録、資産の引き渡し(⑦をもって「株式化」が完了したとされる)
- ⑧ IPO から 90 日以内の VSD(ベトナム証券保管振替)への登録完了、Upcom 市場への上場申請
- ⑨(上場基準を満たしている場合)証券取引所への上場

5. 「戦略的投資家」の定義及び投資家としての権利義務

純国営企業への投資であるか、政府過半出資企業への投資であるかにかかわらず、ベトナム国営企業への投資における文脈において、「戦略的投資家(Strategic Investor)」という単語がよく用いられます。しかしながら、法的観点からは、「戦略的投資家」とは、純国営企業への投資の場面においてのみ用いられる用語です。すなわち、政令 126 号において、純国営企業の株式化の過程での戦略的投資家としての定義や主要な要件として以下が定められていますが、政府過半出資企業への投資においては、下記の要件は課されません。この点は誤解されやすい点なので留意が必要です。

<戦略的投資家としての定義や主要な要件>

- ① 直近 2 年の事業において利益を計上しており累積赤字がないこと
- ② 戦略的投資家となってから少なくとも 3 年以上株式化対象企業の主要事業と商号を維持することを誓約していること
- ③ 株式化対象企業が事業登録を終えてから少なくとも 3 年間は株式を譲渡しないこと(=3 年間のロックアップ期間)
- ④ 新技術、人材育成、財政・ガバナンス支援、資材調達、市場開拓に関する支援計画を提出していること

また、純国営企業への投資であるか、政府過半企業への投資であるかを問わず、法令上、投資を実行したことに伴って法令上与えられる特別・固有の権利はなく、投資後も、その出資割合に応じて認められる企業法上の権利を有するのみです。

したがって、(通常の民間当事者間で締結される株主間契約と同様、)投資対象会社又は政府との交渉により、投資参画の目的を達成するために必要な権利を確保することが重要です。具体的に確保すべき権利の例としては、以下の内容が挙げられます。

＜国営企業への投資の際に契約上確保すべき権利＞

＜投資家としての権利確保に関する条項＞

- 出資比率の維持(希釈化防止条項)
- 競業他社等への株式発行や株式譲渡にかかる制限(他の戦略的投資家参入の排除)
- 役員指名権
- 一定の重要事項への拒否権
- 経営上重要な会議体(実質審議がなされている会議体)への参加権

＜投資後のビジネスに関する条項＞

- 一定の協業事業にかかる取り決め(協業事業実施時の独占的・優先交渉権等の確保)
- 人材やノウハウ等の提供の外延(範囲)と対価(有償・無償の区別)
- 政府株主＝監督官庁からの特別な許認可などの確保

6. 株式取得に際しての公開入札の要否

ベトナム国営企業の株式取得において、実務上、公開入札の適用の要否がよく問題となりますが、この点についての規制の概要は以下の通りです。

＜国営企業の株式取得における公開入札の適用の要否＞

純国営企業の株式取得	政府過半企業の株式取得	
	非上場	上場
相対取引が可能(但し戦略的投資家候補が複数いる場合を除く)	公開入札が法令上必要	公開入札は法令上必要ではなく任意であり、証券市場のルールに従って取引が行われる →法令上は相対取引も可能だが、実務上は政府の意向で公開入札が行われることが多い

実際の事案としては、純国営企業への投資よりも政府過半企業への投資が検討されることも多いと考えられますが、多くのケースで、ベトナム政府により公開入札が行われます。これは手続の透明性・公開性を重視した政策の一環ですが、一般投資家を含めて行われる公開入札では、十分な時間をかけて投資家がデューデリジェンスを行ったうえで、契約条件について丁寧に交渉するプロセスが想定されておらず、限られた情報の中で買収価格を決定しなければならないという問題があります。したがって、交渉戦略上、公開入札が法令上必須である場合を除き、可能な限り相対での交渉を要求することが望ましいといえます。

7. 株式売却価格規制

前記6. で述べた公開入札の要否と同様、実務上よく問題となるのが株式譲渡価格の規制ですが、この点についての規制の概要は以下の通りです。

<国営企業の株式取得における株式譲渡価格の規制>

純国営企業の株式取得	政府過半企業の株式取得	
	非上場	上場
株式価値評価機関が選任され、(一般投資家向けに行われる)公開入札の開始価格が決定される →戦略的投資家が相対取引で株式を取得する場合、公開入札の平均落札価格を下回ってはならない	株式価値評価機関が選任され、公開入札開始価格が決定される 公開入札が不成立になった場合には、相対取引での取得が認められる →戦略的投資家が相対取引で株式を取得する場合、公開入札の開始価格を下回ってはならないと解される	(i) 譲渡時点での「株式の簿価(注:直近の財務諸表における株主資本(owner's equity)/発行済株式総数)」を下回ってはならない (ii) 証券取引所の取引価格帯の範囲内(注:例えばホーチミン証券取引所の場合は直近の取引価格の上下7%)でなければならない →(ii)の規制に関し、証券取引所の取引価格帯の上限を上回るプレミアムを支払う形での株式取得を企図する場合には、国家証券管理委員会の個別承認を得ることにより、証券取引所外で、取引価格帯の制限を受けずに株式を取得することが可能

株式価値評価機関による公開入札開始価格は、株式の簿価を上回る価格で設定されることが通常であり、現行の法令下では、上記のいずれのケースにおいても、政府保有株式が簿価を下回る価格で売却される可能性はほぼありません。このため、投資家候補による株式価値評価が簿価以下である場合には、上記の株式譲渡価格規制がネックになって柔軟な価格交渉が困難であるという問題点があり、この点は将来の柔軟かつ公正な制度への法令改正が望まれるところです。

8. 終わりに

ベトナム政府が掲げる国営企業改革の一環として、純国営企業や政府過半出資企業の政府保有株式が売り出されるケースは今後もますます増加すると見込まれます。この分野は固有の概念や法規制、様々な政治的要因等の難しい要因も多いですが、情報収集に万全を尽くしつつ、粘り強く関連当事者と交渉を重ねることが、取引を成就させる秘訣と思われる。



ひろさわ たらう
廣澤 太郎

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 パートナー弁護士
t.hirosawa@jurists.co.jp

2005年弁護士登録。2011-2012年三井物産株式会社法務部出向、2013年デューク大学ロースクール卒業(LL.M.)。同年8月よりホーチミン事務所、同年11月よりハノイ事務所勤務。日系企業のベトナムへの進出案件(M&A(国営企業への出資案件含む)や現地パートナーとの合弁会社設立、不動産投資等)や、進出後の事業展開に関する業務(契約法務、コンプライアンス、労務、紛争等)に関し、幅広くアドバイスを提供している。

VII. 中国: 広く注目される「ネット安全法」の施行と実務上の留意点

執筆者: 野村 高志、藤田 直佑、早川 一平

「中華人民共和国ネットワーク安全法」(全人代が 2016 年 11 月に公布、以下「ネット安全法」といいます。)が、2017 年 6 月 1 日から施行され、日本のメディアでも取り上げられるなど注目を集めました。その実施に関する法令、意見募集稿等多数公布されており、現時点で重要な関連法令及び意見募集稿は、下表のとおりです。

法 令	公布日・施行日
ネットワーク製品及びサービス安全審査弁法(試行)	2017 年 5 月 2 日公布 2017 年 6 月 1 日施行
意見募集稿	公 布 日
個人情報及び重要データの国外移転に関する安全評価弁法(意見募集稿)	2017 年 4 月 11 日公布
重要情報インフラ運営者に関する安全保護条例(意見募集稿)	2017 年 7 月 11 日公布
国家標準「情報安全技術データの国外移転に関する安全評価ガイドライン」(意見募集稿)	2017 年 8 月 25 日公布

上記の法令及び意見募集稿に共通する実務上の関心事項の概要は、以下のとおりです。

1. ネットワーク(原文は「網絡」)及びネットワーク運営者の定義

ネット安全法に規定する「ネットワーク」とは、コンピューター又は他の情報端末及び関連設備が一定の規則に基づき構成した情報収集、保存、転送、交換、処理のシステムをいいます。当該定義によれば、政府機関、会社等で使用されるコンピューターその他の情報端末を使用した情報処理内部ネットシステムは、全てネット安全法上の「ネットワーク」に該当すると思われます。

また、「ネットワーク運営者」とは、「ネットワーク」の所有者、管理者及びネットワークサービス提供者をいい(ネット安全法第 76 条参照)、情報処理システムを所有している会社は全てネット安全法の適用対象となる可能性が高いと思われます。

2. 重要情報インフラ運営者の範囲

ネットワーク運営者のうち、重要情報インフラ運営者に該当する場合には、厳格なネットセキュリティ義務が課されています。

「重要情報インフラ運営者に関する安全保護条例(意見募集稿)」(以下「重要情報インフラ運営者条例(意見募集稿)」といいます。))によれば、以下の業界の組織等が運営するインフラにつき、重要情報インフラの対象とすべきとされています(第 18 条参照)。

- 政府機関及びエネルギー、金融、交通、水利、衛生医療、教育、社会保障、環境保護、公用事業等業界の組織等
- 電信ネットワーク、ラジオテレビネットワーク、インターネット等情報ネットワーク、及びクラウドコンピューティング、ビッグデータその他大型公共情報ネットワークサービスの組織等
- 国防科技工業、大型装備、化工、食品薬品等業界の科学研究生産組織等
- ラジオ放送、テレビ放送、通信社等新聞組織等
- その他の重要な組織等

なお、具体的な認定に関するガイドラインは現時点において公表されておらず、かかるガイドラインの正式公表後に、各業界の政府主管部門が重要情報インフラの認定を行う予定とのことです

3. 個人情報及び重要データの国外移転

ネット安全法によれば、重要情報インフラ運営者には中国国内で収集及び発生した「個人情報」及び「重要データ」を中国国内で保存する義務があるとされています(但し、関連規定に基づく安全評価手続⁶を経た場合には、業務上の理由での個人情報及び必要データの中国国外への移転が可能とされています⁷)。この点で、外資系企業に幅広く適用されて事業上の制約とならないかとの懸念が持たれています。

「個人情報」の範囲はネット安全法に明確に規定されていますが⁸、「重要データ」に関してはネット安全法上には明確な規定がありません。一方、データ移転安全評価国家標準(意見募集稿)によれば、中国国内で収集、発生した以下2つの要件を充足する情報は、重要データと認定できると規定されています。

- ① 国家秘密と関係せず、国家安全、経済発展及び公共利益と密接な関係があるデータ(原始データ及び派生データ)
- ② 授權を得ずに、開示、紛失、濫用、改ざん若しくは廃棄集合、整合、分析された後、以下の結果を招く可能性があるデータ
 - 国家安全、国防利益を危害し、国際関係を破壊する
 - 国家財産、社会公共利益及び個人の合法利益を損害する
 - 経済及び軍事スパイ、政治的浸透、組織犯罪の予防及び攻撃に影響を与える
 - 行政機関による違法、職務怠慢又はそのおそれがある行為に対する調査、処理に影響を与える
 - 監督管理、検査、監査等行政活動及び政府部門の行政行為を妨害する
 - 国家重要インフラ、重要情報インフラ、政府システム・情報システムの安全を害する
 - 国家経済秩序及び金融安全に影響を与える又は危害を招く
 - 国家秘密又はセンシティブ情報を分析できる
 - 国家政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科技、情報、生態、資源、核施設その他の国家安全事項に影響を与える又は危害を招く

実務上の注意点として、重要情報インフラ運営者に厳格なネットセキュリティ義務が課されることの帰結として、直接には重要情報インフラ運営者に該当しない企業であっても、重要情報インフラ運営者にネットワーク製品及びサービスを提供する場合には、ネットの安全性に関して当該重要情報インフラ運営者から、かかる義務を遵守した製品及びサービスであることの保証等を要求される可能性がある点には、留意が必要と思われます。

⁶ 安全評価手続は、原則として自主評価を実施しますが、一定の場合には、主管部門が安全評価を実施します(具体的な規定はまだ公表されていません。)

⁷ なお、「個人情報及び重要データの国外移転に関する安全評価弁法(意見募集稿)」及び「国家標準『情報安全技術データの国外移転に関する安全評価ガイドライン』(意見募集稿)」(以下「データ移転安全評価国家標準(意見募集稿)」)に、重要情報インフラ運営者だけではなく、全ての情報ネットワーク運営者が中国国内で収集及び発生した個人情報及び重要データを国外移転する場合に安全評価手続を行わなければならない、と規定されていますが、議論があるところであり、最終的に全ての情報ネットワーク運営者まで安全評価義務が課せられるかは現時点では不明です。

⁸ 「ネット安全法」第76条(五):個人情報とは、電子又はその他の方式により記録された単独で又はその他の情報と結合して自然人個人の身分を識別できる各種情報であり、自然人の姓名、生年月日、身分証明書番号、個人生物識別情報、住所、電話番号等を含むがこの限りでない。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 上海事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表
ta_nomura@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールズ法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012-2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より上海に駐在。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011年1月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012年3月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016年6月号(No. 1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017年6月)等多数。



ふじた なおすけ
藤田 直佑

西村あさひ法律事務所 弁護士
n_fujita@jurists.co.jp

2009年弁護士登録、2012年上海交通大学国際教育学院卒業、2009-2017年弁護士法人キャストに勤務(うち、2013-2016年まで上海代表処 一般代表に就任)を経て、2017年より西村あさひ法律事務所に勤務。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。



はやかわ いっぺい
早川 一平

西村あさひ法律事務所 弁護士
i_hayakawa@jurists.co.jp

2011年第二東京弁護士会登録、西村あさひ法律事務所に勤務。2013年北京語言大学(語学研修課程)卒業。専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。

Ⅷ. 香港証券取引所 — 議決権種類株式の上場解禁に向けた動き

執筆: 河原 雄亮

1. はじめに

香港証券取引所(The Stock Exchange of Hong Kong Limited、以下「SEHK」といいます。)は、昨年12月15日、現在は認められていない加重議決権が付された議決権種類株式(Weighted voting rights、以下「WVR」といいます。)を発行している会社(以下「WVR 発行会社」といいます。)の上場を認めることなどをその内容とするメインボードの上場規則の改正を提案しました(この提案を、以下「本提案」といいます。)⁹。

WVR 発行会社の上場については、昨年9月号のアジアニューズレターでご紹介したとおり、新たな取引市場となるニューボードを創設し、ニューボードでの上場を認めることが提案され、この提案に対する意見募集が行われていました。本提案は、この意見募集手続において寄せられた意見を受けたものです。

2. 意見募集の結果の概要

ニューボードの創設は、革新的な新興企業の資金調達ニーズによりよく応えるための方策として、提案されるに至ったものといえます。この点、意見募集手続において寄せられた意見の多くは、革新的な新興企業の資金調達ニーズによりよく応えるために上場基準を拡大する必要があるという点については、肯定的な反応を示したものであったのに対し、その実現手段として新規上場の要件の緩和を認める点については、広い賛同は得られなかったとされています。そして、WVR 発行会社の上場についても、適当な株主保護の仕組みの導入と一体としてのものであれば、これを認めてよいとする意見が大勢であったとされています。

このような状況を踏まえ、本提案では、WVR 発行会社の上場をメインボードの上場規則の中で新たな規定を設けることによって

⁹ https://www.hkex.com.hk/News/News-Release/2017/171215news?sc_lang=en

認めることとし、ニューボードの創設自体は断念するという方向性が提示されています。

3. WVR 発行会社が上場するにあたって求められる主な要件

本提案に従って上場規則の改正が実現すると、WVR 発行会社は、メインボードへの上場を認められることとなります。本提案では、具体的に上場を認めるための主な要件としては、例えば、以下の点が提示されています¹⁰。

まず、上場を申請する WVR 発行会社は、新規産業分野(new economy)の革新的な(innovative)企業であることが必要とされています。具体的に、どのような企業であれば、この要件を満たし、上場する資格があると判断されるかは、定義付けが困難な問題であるとされ、今後、SEHKによって、これらの点に関する上場審査の際に考慮される要素を示した指針(guidance letter)が公表されることが見込まれるとされています。

また、上場を申請する WVR 発行会社は、適当な水準(appropriate level)の投資家保護のために求められる仕組みを備えていることも必要とされています。例えば、1 株の WVR に対して付与することができる加重議決権が最大で 10 議決権までに限られること、一定の重要事項(i)設立根拠文書(constitutional documents)の重要な変更、(ii)株式に付与されている権利の変更、(iii)経営の執行に関わらない独立取締役(independent non-executive director)の選解任、(iv)監査役(auditor)の選解任、(v)解散等の決議には一株一議決権の原則が適用されることなどが提示されています。

以上のほか、財務要件として、上場時時価総額が 100 億香港ドル以上であること、さらに、上場時時価総額が 400 億香港ドルに満たない場合は、直前の会計年度における収益が 10 億香港ドル以上であることという要件を満たすことも必要とされています。

4. 今後の見通し

本提案によれば、市場参加者等との議論を経て、本年第 1 四半期を目途として、メインボード上場規則の改正案が公表される予定であるとされています。また、上記のとおり、SEHK によって、実際の上場審査にあたっての考慮要素の guidance letter が公表されることが見込まれており、上場規則の改正案のほか、この guidance letter の内容についても、注視していくことが必要と考えられます。

今般の WVR 発行会社の上場解禁については、具体的な制度設計の内容によって左右される面があるものの、香港の資本市場へのアクセスをより容易にし得る制度改正になると考えられます。



かわはら ゆうすけ
河原 雄亮

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.kawahara@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。金融庁への出向、米国留学、香港の Harney Westwood & Riegels への出向を経て、現在は東京事務所にて国内外の各種の金融取引、金融規制に関するアドバイス等のほか、香港関連案件にも従事。

¹⁰ 本ニュースレターでは、本提案で提示されている内容を網羅的にご紹介している訳ではありませんので、ご注意ください。

Ⅷ. 台湾公平取引法による企業結合事前届出制度について

執筆者: 孫 櫻情

1. はじめに

台湾における企業結合取引に関する届出の要否については、台湾公平取引法(以下「本法」といいます。))に基づき、三段階の基準により判断されます。すなわち、(1)本法による「企業結合」の定義に該当し、かつ(2)法定の届出要件を充足しつつ、(3)届出を不要とする例外規定に該当しないという場合に、本法に関する主管機関にあたる公平取引委員会(日本の公正取引委員会に相当します。以下「台湾 FTC」といいます。))に対する事前届出が必要とされることになります。

この点、本法については 2017 年に直近の法改正がなされ、同改正法(以下「2017 年改正法」といいます。))が同年 6 月 14 日に公布・施行されました。そこで本稿では、かかる最新の法令に基づき、台湾における企業結合事前届出制度の概要につき説明します。

2. 「企業結合」該当性

本法はまず 10 条 1 項において、以下のとおり、一定の持分比率を超える出資や M&A 取引等に係る行為を、届出の対象となり得る「企業結合」として定義しています。



【台湾での新春用の飾りを販売する店先の風景】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 他の企業を合併すること(本法 10 条 1 項 1 号) ② 他の企業の株式又は出資額を保有又は取得し、当該株式又は出資額が当該他の企業の議決権のある株式総数又は資本総額の 3 分の 1 以上に達すること(同 2 号) ③ 他の企業の全部又は主要な営業又は財産を譲り受け又は賃借すること(同 3 号) ④ 経常的に他の企業と共同して経営を行う又は他の企業の経営を委託されること(同 4 号) ⑤ 他の企業の事業経営又は人事の任免を直接又は間接に支配すること(同 5 号) |
|---|

この内、②の「当該株式又は出資額」(本法 10 条 1 項 2 号)の計算に際しては、(1)当該企業と支配及び従属関係にある企業¹¹並びに(2)当該企業と共に同一の企業又は複数の企業によって支配される従属関係にある企業¹²の保有又は取得する株式又は出資額も、合わせて算入しなければならないものとされています(本法 10 条 2 項)。

3. 届出要件の充足性

上記 2 の「企業結合」に該当する行為が、本法 11 条 1 項に列挙された以下の届出要件のいずれかを充足する場合、台湾 FTC に対する届出が原則として必要とされます。なお、台湾における本法に基づく届出要件の特徴として、市場占有率基準(以下①及び②)と売上高基準(以下③)とが併用される点に留意を要します。

¹¹ 一般的には、いわゆる親子関係にある企業を指します。

¹² 一般的には、いわゆる兄弟関係にある企業を指します。

- ① 当該結合により、その市場占有率が全体の 3 分の 1 に達する場合(本法 11 条 1 項 1 号)
- ② 当該結合に関わる企業のいずれかの市場占有率が、全体の 4 分の 1 に達している場合(同 2 号)
- ③ 当該結合に関わる企業の前会計年度の売上高が台湾 FTC の公告した金額を超える¹³場合(同 3 号)

この内、③の「売上高」(本法 11 条 1 項 3 号)の計算に際しては、(1)当該結合に関わる企業と支配及び従属関係にある企業¹⁴並びに(2)当該結合に関わる企業と共に同一の企業又は複数の企業によって支配される従属関係にある企業¹⁵の売上高も、合わせて算入しなければならないものとされています(本法 11 条 2 項)。また、ここでいう「売上高」については、当該結合に関係する売上高(例えば 2 社以上で合併会社を設立し特定分野の事業を営もうとする場合、その特定分野に属する事業の売上高)に限定されず、当該結合に関わる企業の行う全ての事業の売上高に基づき計算すべきとされている点に、注意を要します。

4. 届出を不要とする例外規定への非該当性

たとえ上記 2 の「企業結合」の定義に該当し、かつ上記 3 に挙げたいずれかの届出要件を充足する場合であっても、例えば既に同一の企業グループに属すると評価できる企業間での企業結合にあたる場合のように、実質的に市場の現状に影響を与えない類型については、敢えてこれを規制する必要に乏しいと考えられます。そこで本法は 12 条において、以下のとおり例外的に届出を不要とする場合を定めています。

- ① 当該結合に関わる企業又はその 100%子会社が、他の企業の 50%以上の議決権のある株式又は出資額を既に保有していた上で、更に当該他の企業と結合する場合(本法 12 条 1 号)
- ② 50%以上の議決権のある株式又は出資額を同一企業に保有されている企業同士の結合¹⁶にあたる場合(同 2 号)
- ③ 企業が、その全部若しくは主要な営業若しくは財産、又は独立運営が可能な営業の全部若しくは一部を、当該企業が単独で新設した他の企業に譲渡する場合(同 3 号)
- ④ 企業が会社法 167 条 1 項但書又は証券取引法 28 条の 2 の規定に基づき、株主の所有する株式を回収した結果、既存株主に本法 10 条 1 項 2 号を満たす状況が生じる場合¹⁷(同 4 号)
- ⑤ 単一の企業が、出資により 100%の株式又は資本額を保有する子会社を設立する場合(同 5 号)
- ⑥ その他台湾 FTC が公告した類型(同 6 号)

よって、最終的には、(1)本法による「企業結合」の定義に該当し、かつ(2)届出要件を充足しつつ、(3)届出を不要とする例外規定には該当しないという場合に、台湾 FTC に対する企業結合届出が必要とされることになります。

なお、台湾では事前届出制が採られており、かかる事前届出を怠ると、罰則規定(本法 39 条)も適用され得るので注意を要します。

¹³ 台湾 FTC による「公平取引委員会に対して企業結合の届出をなすべき場合の売上高基準及びその計算方法」(原文表記では「事業結合應向公平交易委員會提出申報之銷售金額標準及計算方法」)に関する 2016 年 12 月 2 日付けの最新の修正公告によれば、「公告した金額を超える」とは、「(1)結合に関わる全ての企業の前会計年度の全世界ベースの売上高の合算が 400 億新台幣ドルを超え、且つそのうちの 2 企業以上の個社別の台湾国内における前会計年度の売上高が 20 億新台幣ドルを超えること、(2)結合に関わる企業が金融機関以外である場合に、1 企業の台湾国内における前会計年度の売上高が 150 億新台幣ドルを超え、且つ当該企業と結合する別の企業の台湾国内における前会計年度の売上高が 20 億新台幣ドルを超えること、又は、(3)結合に関わる企業が金融機関である場合に、1 企業の台湾国内における前会計年度の売上高が 300 億新台幣ドルを超え、且つ当該企業と結合する別の企業の台湾国内における前会計年度の売上高が 20 億新台幣ドルを超えること」を指すものとされています。

¹⁴ 前掲注 11 に同じ。

¹⁵ 前掲注 12 に同じ。

¹⁶ いわゆる兄弟会社間での企業結合を指します。

¹⁷ 会社が法令の規定に基づき自社株の回収・買取りを行った結果として、形式的に既存株主の保有する株式数が会社の議決権のある株式総数の 3 分の 1 以上に達することになる場合等を指します。

5. 届出をなすべき主体

台湾 FTC に対して届出をなすべき主体については、本法施行細則 8 条により、上記 2 の「企業結合」の定義に応じて以下のとおり規定されています。

- | | |
|---|---|
| ① | 本法 10 条 1 項 1 号、3 号又は 4 号にあたる場合：当該結合に関わる企業 |
| ② | 本法 10 条 1 項 2 号にあたる場合：他の企業の株式又は出資額を保有又は取得する企業。但し、保有若しくは取得する企業間に支配・従属関係がある場合、又は共に同一の企業若しくは複数の企業に支配されている場合には、最終的な支配企業 ¹⁸ |
| ③ | 本法 10 条 1 項 5 号にあたる場合：支配企業 |

6. 企業結合届出に係る審査基準及び待機期間

企業結合届出を受けた台湾 FTC は、審査の結果、結合によってもたらされる経済全体に対する利益が競争の制限による不利益を上回ると判断される場合、当該結合を禁止してはならないものとされています(本法 13 条 1 項)¹⁹。また台湾 FTC は、経済全体の利益が競争の制限による不利益を上回ることができるよう、条件又は負担を付加することができるものとされています(本法 13 条 2 項)。

その上で、台湾 FTC による届出受理後の待機期間は、2017 年改正法の下では原則として 30 営業日と定められています²⁰。但し、必要に応じ最長 60 営業日の待機期間の延長が認められ得るため、かかる延長期間を含めた受理後の待機期間は、最長で 90 営業日となります。



そん いんちえん
孫 櫻 倩

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*
i_sun@jurists.co.jp

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003-2006年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引全般、独占禁止法、および知財争訟などを中心に、日台間の幅広い渉外案件に従事。

*外国法共同事業を営むものではありません。

X. UAE における外資規制の一部撤廃の動き

執筆者: 森下 真生

1. UAE における外資規制

IS 問題、シリア内戦、イラン制裁、イエメン内戦、カタール危機、サウジアラビア汚職摘発問題、イスラエル首都移転問題など、近時の不穏な中東情勢において、アラブ首長国連邦(UAE)は、政治的安定性を保っており、特に同国を構成する 7 首長国のうちの 1 つであるドバイ首長国は、中東のビジネス拠点として、引き続き優位な地位を有しています。

¹⁸ グループ企業における最終親会社を指すこととなります。但し、域外結合(2 つ以上の外国企業が台湾の領域外で結合することを指します。)に該当する案件については、台湾にその関連企業、支社又は駐在員事務所が設けられている場合には、当該関連企業、支社又は駐在員事務所により台湾 FTC に対し届出をなすことも認められています。

¹⁹ なお、より具体的な企業結合の審査基準については、台湾 FTC による「公平取引委員会による企業結合の届出に関する処理原則(原文表記では「公平交易委員會對於結合申報案件之處理原則」)」に定められています。

²⁰ 待機期間の日数の算定基準については、旧法下では暦日基準が採られていたところ、2017 年改正法により営業日基準を採用する形に改められましたので、ご注意ください。

もっとも、UAE には、外資規制が存在し、株式会社や外国企業による利用が多い有限責任会社(LLC)においては、持分の 51% 以上の UAE 国民保有が求められます。

こうした外資規制の存在は外資導入にとって大きな障害になるため、UAE のうち特にドバイでは、1985 年以来、外資規制のない多くのフリーゾーンが設置され、フリーゾーン内では、外国資本 100%の法人が設立できるようになっています。しかし、フリーゾーン会社の場合は、フリーゾーン内での取引と国際取引しか行えず、UAE 本土でのビジネスができないという問題があります。そのため、UAE 本土でビジネスを行う場合には、有限責任会社の持分の 51%を、形式的に UAE パートナーに持たせつつ、契約上、議決権行使を制約し、また、会社収益の大部分を持分比率に関わらず外国企業に帰属させることとして、外国企業が実質的な支配を得るアレンジが広くなされてきました。もっとも、こうしたアレンジについては、形式的には持分の過半数を UAE パートナーに保有されてしまうことや、万が一 UAE パートナーに争われた場合に、(外資規制潜脱的な)契約上のアレンジの効力を否定される恐れもあることから、必ずしも外国企業にとって十分なものではないと理解されています。

中東におけるビジネスハブとして、外国企業にとって一層魅力的な国を目指す UAE としては、この点の解決が課題とされ、2015 年に施行された商社会社法全面改正の際にも外資規制の撤廃が議論されていました。しかし、当時は、連邦国民評議会(Federal National Council)の反対により、外資規制撤廃には至りませんでした²¹。その背景として、UAE 国民としては、外資規制があることによって、上記のようなアレンジへの協力の対価として、外国企業から一定の報酬を得られるところ、その利益を失いたくないという面もあります。

2. 外資規制に関する商社会社法改正

ところが、この商社会社法の外資規制に関する部分が、2017 年の 9 月に Decree によって改正され、2017 年 10 月 28 日から施行されています。

UAE における通常の法律の制定プロセスは、内閣による法案起草、国民評議会での審議・承認(修正又は不承認)、大統領による承認、7 首長国の全首長から成る最高評議会(Supreme Council)による批准、そして大統領による署名ですが、Decree は、緊急の必要があるとされる場合に、大統領と内閣が主導して、最高評議会の承認により定めることができるもので、国民評議会の承認プロセスはなく、事後の通知で足りるとされます。絶対王政の UAE ならではの仕組みで、国民の意向にかかわらず、最終的には首長の力による法律制定が認められるのです²²。

この改正の結果、内閣は、UAE 国民のみが行える事業分野を定められるとされると共に、非 UAE 国民による全部又は大部分の持分保有が認められる事業分野と会社を決定できるとされました。つまり、内閣は、一部の事業分野について、外資規制を撤廃又は軽減できることになりました。

現在 UAE の日本企業の多くはフリーゾーンにあり、その UAE 本土での活動に制限がありますが、UAE 本土で 100%保有会社を持てるようになれば、ビジネスの仕方が変わってくる可能性があります。2018 年の早いうちに外資規制撤廃又は軽減の対象となる事業分野が定められるとの報道もありますが、その対象となる事業分野によっては、外国企業の UAE におけるビジネスに大きなインパクトを与え得るため、今後の動向が注目されます。



もりした まさお
森下 真生

西村あさひ法律事務所 ドバイ駐在員事務所 弁護士 ドバイ駐在員事務所駐在代表
m_morishita@jurists.co.jp

2004年弁護士登録、2014年ニューヨーク州弁護士登録。2010-2011年総合商社法務部、2012-2013年ノートン・ローズ・フルブライト法律事務所(ロンドン)、2013-2016総合商社電力部門(ドバイ)各出向。2016年より西村あさひ法律事務所ドバイ駐在員事務所駐在代表。UAE ドバイ駐在5年目、同地を拠点に中東・アフリカ関連業務に専従。

²¹ 2015 年商社会社法改正については、拙稿「UAE 商社会社法とその改正の動向」(アジアニューズレター 2014 年 5 月号 : https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/newsletter_15845.html)。

²² なお、通常の法律制定プロセスにおいても、国民評議会による法律案の修正や否決に関わらず、大統領と最高評議会は、法案をそのまま成立させることができるとされます。

XI. 2017 年度のインドの主な法改正(会社法ほか)及び破産倒産法の実務動向

執筆者: 桑形 直邦

1. 始めに

2017 年のインドは同年 7 月 1 日に導入された物品サービス税(GST)の他、年末に、会社法の改正、施行後 1 年の実務動向を踏まえた破産倒産法の改正、マハラシュトラ州における店舗施設法の改正が相次ぎました。そこで本稿では、それぞれの改正について概観し、破産倒産法については施行後 1 年の実務動向についても触れることに致します。なお、閣議決定に基づき 2018 年 1 月 10 日に公表された FDI ポリシーの緩和については機会を改めて紹介したいと思います。

2. 会社法改正

インドの会社法は 2013 年会社法(the Companies Act, 2013)による大改正の後、大部分が 2014 年 3 月に施行され、実務上の動向を踏まえた会社法委員会(the Companies Law Committee)による提言を受けて改正が検討されていました。2017 年のモンスーン国会において下院で改正法案が可決されましたが、このほど冬季国会において上院での可決を受けて改正法(the Companies (Amendment) Act, 2017)が成立しました²³。改正事項は多岐に亘りますが特に日系企業への影響が見込まれる主な改正は次のとおりです。



【ムンバイのボンベイ高等裁判所側の時計台】

まず、株主総会の開催場所について、従前、年次総会は登録事務所又は登録事務所が所在する市町村内に限ることが規定され、臨時総会についても同様に解されてきました。しかし、改正により、非上場会社の年次総会についてはすべての株主から事前に書面又は電磁的方法による同意によりインド国内であれば開催が可能になります。また、臨時総会について、外国会社の完全子会社の場合には、インド国外で開催することが可能となります。

次に、2013 年会社法においてテレビ会議方式での取締役会の開催ができるようになりましたが、財務諸表の承認など一定の事項についての決議に制約がありました。しかし、改正により、物理的に出席する取締役で取締役会の定足数が充足されていれば、テレビ会議方式で参加する取締役も上記決議事項について有効に議決権を行使をすることができるようになります。

また、新株発行に関する private placement の手続きの改正があり、PAS-4 の様式による新株引受募集書の様式変更が見込まれ、また、会社登記局(RoC)に対する発行会社による株式割当報告の遅延について罰則が導入されたので、新株引受の方法による投資や増資の際の手続きに影響があります。

さらに、2016 年破産倒産法(the Insolvency and Bankruptcy Code, 2016)に基づく再建計画や私的整理手続による再建計画の下で行われるデット・エクイティ・スワップ(DES)の場合、債権者に対して割引価格での新株発行が可能となり、これにより DES を通じた再建手法の柔軟化が期待されます。

3. 破産倒産法の実務動向と同法の改正

(1) 施行後 1 年の実務動向

破産倒産法は 2016 年 12 月に本格的に施行され、2017 年 11 月末までの新規の申立件数は約 2400 件²⁴、開始決定件数は

²³ 2018 年 1 月 23 日付け告示により、定義条項や商号取得に関する条項の改正が同月 26 日で施行されることになりましたが、本文で紹介した改正について脱稿時点で施行日は不明です。

²⁴ インド政府公表資料によります。

470 件、再建計画案の承認事案が 6 件、清算への移行が 19 件、係属中の事案が 420 件とされています²⁵。

申立人としては商取引債権者 (operational creditor) が多く、銀行等の金融債権者 (financial creditor) も相応にいるという点が、債務者申立が主流の日本の法的整理の実務とは異なります。また、手続上の論点について、再建手続を管轄する会社法審判所 (NCLT) や、債権者その他の利害関係人から不服を申し立てられた高等裁判所、最高裁判所による判断はこれまでのところ迅速になされ手続上の論点に関する争いで時間を浪費するような状況は見られませんでした。

しかし、2017 年 6 月にインド準備銀行が早期に整理すべき不良債権貸付先としてリストアップした大型債務者については同年末までの再建計画案の承認には至っておらず動向が引き続き注視されています。また、銀行規制改正法によりインド準備銀行が不良資産の処理について銀行に対して命令する権限が立法化され、不良債権貸付先が破産倒産法下の再建手続に持ち込まれることでさらなる処理が進むことが見込まれています。

さらに、この間に出てきた実務上の論点として、プロモーターによる再建計画案提出の可否、再建手続を通じた M&A に対する競争法上の企業結合規制の適用の適否、債務者企業の資産取得に関する税務上の取扱い、商取引債権者にも金融債権者にも分類されない債権者の保護の在り方、再建手続中の上場会社の取扱い、といったものが挙げられています。こうした実務上の問題点を分析、検討するための破産法委員会 (Insolvency Law Committee) が設置されており、今後の立法又は実務運用上の手当が求められています。

(2) 破産倒産法の改正

破産倒産法においては、再建計画案の提出権者 (resolution applicant) に制約はなかったところ、企業を倒産に陥れたようなプロモーターが債権カット等の債権者の負担を強いて自らは再度経営陣に返り咲くことに対する問題意識が強く、2017 年 11 月 23 日付けの大統領令 (the Insolvency and Bankruptcy Code (Amendment) Ordinance, 2017) により一定のプロモーターやその関連当事者に対する再建計画案の提出が禁止される修正がされました。冬季国会では当該修正を法制化するために改正法が審議され、2018 年 1 月 2 日に破産倒産法改正法 (the Insolvency and Bankruptcy Code (Amendment) Act, 2018)²⁶ として上院で可決されました。当該改正法においては再建計画案の提出資格がないプロモーターであっても債務の全額を返済すれば再建計画案を提出することの明確化、当該返済について債権者委員会の許可により 30 日間の猶予が与えられ得ること、債務者の保証人はおよそ再建計画案の提出資格がなくなるのではなく自らの債権者の申立てが承認されて開始された再建手続に限り提出資格を欠くことといった点において、上記大統領令からの若干の修正が行われました。

4. マハラシュトラ州店舗施設法の改正

インド政府は労働法制改革を目指していましたが、労働者保護が後退するとして一部反対が根強く全国的に統一的な改革を進めることは難しく、州ごとの判断に委ねる方向で舵切りをしていました。その一環として、2016 年にモデル店舗施設法 (the Model Shops and Establishments (Regulation of Employment and Conditions of Service) Act, 2016) を公表しており、この度マハラシュトラ州が他の州に先駆けて従前の 1948 年マハラシュトラ店舗施設法 (Maharashtra Shops and Establishments Act, 1948) を改正する 2017 年マハラシュトラ店舗施設法 (Maharashtra Shops and Establishments (Regulation of Employment and Conditions of Service) Act, 2017) を制定し、2017 年 12 月 19 日から施行されました。

国際商業都市であるムンバイ、有数の製造拠点であるプネほか主要都市を擁するマハラシュトラ州のこの立法動向は、外資誘致を含め産業を振興する他の州の立法動向にも影響があり、日系企業にとってもオフィスなどの拠点を持つ州での立法動向を注視し、必要に応じてインド拠点の労務規程を見直す必要が出てくる可能性があります。

5. 終わりに

インドにおけるコンプライアンスは多くの日系企業が一層の関心を寄せています。これまでも関心の高い汚職防止に加え、会社法改正や労働関連法の改正に伴う実務上のコンプライアンス動向が注視されるどころです。また、破産倒産法の分野においては年初から各社再建計画案提出期限を迎えるほか、新規の申立等ダイナミックな動きが予想され、インド経済及び日本企業のイン

²⁵ インド準備銀行 (RBI) の Financial Stability Report December 2017 によります。

²⁶ 当該改正法により上記大統領令が廃止されるに伴い、改正法の施行日は大統領令と同じ 2017 年 11 月 23 日となります。

ド戦略に少なからず影響が見込まれます。



くわがた なおくに
桑形 直邦

西村あさひ法律事務所 弁護士

n.kuwagata@jurists.co.jp

弁護士(2004年登録)、ニューヨーク州弁護士(2012年登録)。2014年インドの会計コンサルティングファームに出向。インド案件では近時、コンプライアンス、M&A、倒産手続、各種契約アドバイス、紛争対応等の案件に注力。

XII. スリランカ最新法令動向 ～親子ローン規制の緩和及びキャピタルゲイン課税の再導入～²⁷

執筆者: 鈴木 多恵子

スリランカは、人口約 2000 万人と隣国インドやバングラデシュと比較すれば小国ながら、南アジアの海運交通の要所に位置する地理的優位性、高い教育水準と所得水準、治安の良さ等を背景に、近年、日系企業の投資が幅広い業種に拡大しています。本稿では、特に今年、スリランカに投資する日系企業に影響があると思われる法改正を取り上げます。

1. 親子ローン規制の緩和

昨年 11 月 20 日付で、外国為替法(Foreign Exchange Act, No 12 of 2017。以下「新法」といいます。)が施行され、従前の為替管理法(Exchange Control Act (Chapter 423))及び同関連規則等が廃止されました。為替管理法は 1953 年に制定された法令であり、新法の施行により、スリランカの外国為替制度は、更なる外国投資の促進と適切な管理のため全面的に刷新されました。

改正の内容は多岐にわたりますが、特に日系企業に影響が大きい点としては、従前は、スリランカ企業が外国会社から貸付を受ける場合には、スリランカ中央銀行(Central Bank of Sri Lanka)の許可が必要であったところ、新法では、貸付期間が 3 年以上であれば、当局の許可なく外国会社から貸付を受けられるようになったことが挙げられます。これにより、資金調達の方法として、スリランカ国内の銀行から高金利で貸付を受けるか、増資を受けるか、という手段に限りがあった日系企業のスリランカ子会社にとって、日本の親会社から貸付を受けるという選択肢が増えたことになります。

なお、現時点においては²⁸、貸付期間が 3 年以上であることに加え、貸主はスリランカ国内に対内投資口座(Inward Investment Account²⁹)を開設して同口座から貸付を行うことが求められることその他には、利率や貸付上限額等について条件は定められていません。貸付実施にあたっては、今後の規則やガイドライン制定の動向と、スリランカの過小資本税制³⁰や移転価格税制などの税制度も踏まえることが必要です。

2. キャピタルゲイン課税の再導入

2018 年 4 月 1 日付けで新しい内国歳入法(The Inland Revenue Act No 24 of 2017)が施行され、一律 10%のキャピタルゲイン

²⁷ 本稿作成に際しては、スリランカ現地の法律事務所 DL&F de Saram に協力を得ました。

²⁸ 本稿作成日である 1 月 9 日を指します。

²⁹ 旧法である為替管理法においては、証券投資口座(Securities Investment Account)と呼ばれていました。

³⁰ 原則として、スリランカ企業が外国株主等に負債の利子を支払う場合において、平均負債残高と資本の比率が、製造業で 3 対 1、その他の業種の企業で 4 対 1 を超える場合には、その超える部分に相当する利子については損金の額に算入できないとされています。

課税が再導入されることが決まりました。スリランカでは、2002年にキャピタルゲイン課税が廃止された経緯がありますが、財源確保と多角化を意図する現政権により法改正がなされました。

課税対象は、土地、建物、会社、組合又は信託の株式又は持分、有価証券及びオプション権等ですが、居住者個人が得る利得であって5万スリランカルピーを超えない場合、流通在庫、減価償却資産、個人の主たる居住不動産(3年以上継続保有し、そのうち2年間現実に居住した場合)、コロンボ証券取引所に上場する株式の売却は除外されています。今後のスリランカ企業への投資又はエグジットにあたっては、同課税の影響について検討することが必要となります。



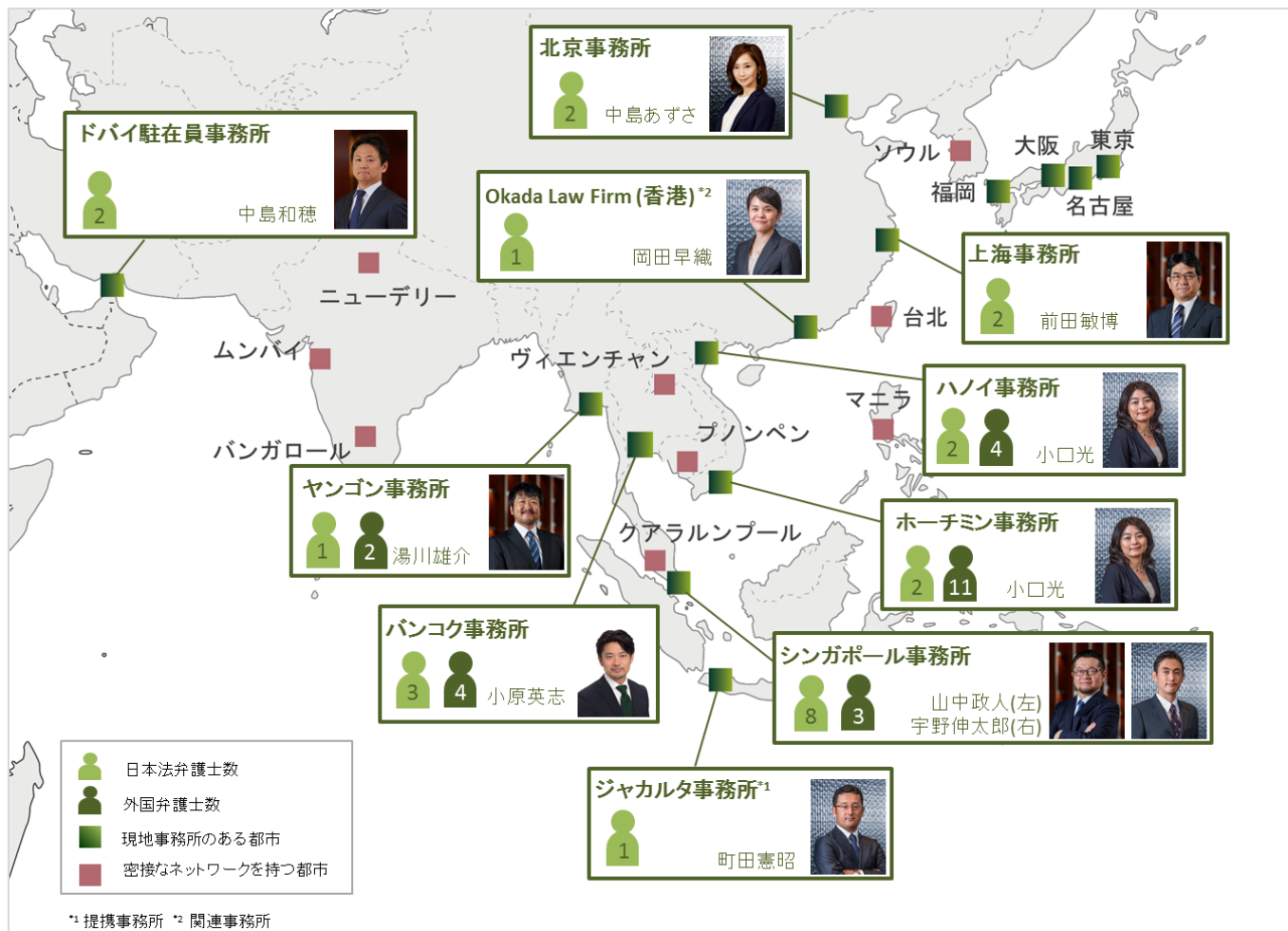
すずき た え こ
鈴木 多 恵 子

西村あさひ法律事務所 弁護士

t2_suzuki@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。以降、インド、スリランカ等の南アジア諸国を中心とする日系企業の新興国進出、ビジネス法務案件を担当。2012年5月よりNishith Desai Associates 法律事務所出向(2012年11月までムンバイオフィス、同年12月よりバンガロールオフィスに勤務)を経て、現在は東京事務所所属。

西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



<p>バンコク事務所 Tel: +66-2-168-8228 E-mail: info_bangkok@jurists.jp</p>	<p>北京事務所 Tel: +86-10-8588-8600 E-mail: info_beijing@jurists.jp</p>	<p>上海事務所 Tel: +86-21-6171-3748 E-mail: info_shanghai@jurists.jp</p>	<p>ドバイ駐在員事務所 Tel: +971-4-253-3646 E-mail: info_dubai@jurists.jp</p>
<p>小原英志(代表)、ジラボン・スリワット、アティターンポー・ウンノ、紺田哲司、下向智子、アピンヤー・サーンティカセーム、ウオラチェート・ウオンナラティワット</p>	<p>中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)</p>	<p>前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)</p>	<p>中島和穂(代表)、森下真生(駐在代表)</p>
<p>ハノイ事務所 Tel: +84-24-3946-0870 E-mail: info_hanoi@jurists.jp</p>	<p>ホーチミン事務所 Tel: +84-28-3821-4432 E-mail: info_hcmc@jurists.jp</p>	<p>ジャカルタ事務所^{*1} Tel: +62-21-2933-3617 E-mail: info_jakarta@jurists.jp</p>	
<p>小口光、廣澤太郎、武藤司郎、グエン・ティ・タン・フォン、グエン・トゥアン・アン、グエン・トゥイー・チャン、グエン・ティ・ハー・トゥ</p>	<p>小口光、大矢和秀、ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック、チョン・フウ・グー、平松哲、マイ・ティ・ゴック・アン、カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン、マリア・グレンダ・ラミレス、グエン・ダン・ミン、グエン・ティ・ミン・フォン、グエン・ティ・タン・チャム、タン・リンカーン</p>	<p>町田憲昭</p>	
<p>シンガポール事務所 Tel: +65-6922-7670 E-mail: info_singapore@jurists.jp</p>	<p>ヤンゴン事務所 Tel: +95-1-382632 E-mail: info_yangon@jurists.jp</p>	<p>Okada Law Firm (香港)^{*2} Tel: +852-2336-8586 E-mail: s_okada@jurists.co.jp</p>	
<p>山中政人(共同代表)、宇野伸太郎(共同代表)、佐藤正孝、イカング・ダーヤント、煎田勇二、桜田雄紀、眞榮城大介、吉本智郎、高山陽太郎、ナターシャ・アマリア・セバヤン、ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ</p>	<p>湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン、シャイン・ミヤット・キン</p>	<p>岡田早織</p>	

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。